

シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、シンガポール向け輸出食肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第5条に基づく衛生証明書の発行、第14条に基づく適合施設の認定及び第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「食肉」とは牛肉及び豚肉をいう。
- (2) 「牛肉」とは、牛の可食部位（内臓を含む。）のうち冷蔵及び冷凍されたものをいう。
- (3) 「豚肉」とは、豚の可食部位（内臓を含む。）のうち冷凍されたものをいう。
- (4) 「シンガポール向け輸出食肉」とは、シンガポール向けに輸出される食肉をいう。
- (5) 「シンガポール向け輸出牛肉」とは、シンガポール向けに輸出される牛肉をいう。
- (6) 「シンガポール向け輸出豚肉」とは、シンガポール向けに輸出される豚肉をいう。
- (7) 「食品衛生当局」とは、厚生労働省、地方厚生局、都道府県（食肉衛生検査所及び保健所を含む。）、保健所設置市（食肉衛生検査所及び保健所を含む。）等の衛生部局をいう。
- (8) 「動物衛生当局」とは、農林水産省（動物検疫所を含む。）、都道府県等（家畜保健衛生所を含む。）の動物衛生部局をいう。
- (9) 「と畜場等」とは、と畜場又は食肉処理施設をいう。
- (10) 「認定と畜場等」とは、5（4）により厚生労働省からシンガポール向け輸出食肉取扱施設として認定され、認定番号が付与されたと畜場等をいう。
- (11) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。
- (12) 「食肉衛生検査所長等」とは、食肉衛生検査所長又は保健所長をいう。
- (13) 「設置者」とは、シンガポール向け輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者をいう。
- (14) 「都道府県等」とは、都道府県又は保健所設置市をいう。
- (15) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事又は保健所設置市の市長をいう。

3 所掌

本要綱の中で、認定と畜場等に関する事務は食品衛生当局が、生産農場に関する事務は動物衛生当局が行う。また、食肉衛生証明書は、食品衛生当局が発行し、輸出検疫証明書は、動物衛生当局が発行する。なお、発行に当たっては、両当局が連携し、手続が円滑に行われるよう努めるものとする。

4 輸出要件

(1) 国

我が国は、以下の要件を満たさなければならない。

① シンガポール向け輸出牛肉

ア 国際獣疫事務局（本要綱において「OIE」という。）によって、と畜日及び輸出日前から6か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

イ OIEによって、BSEの無視できるリスク国として認められていること。

② シンガポール向け輸出豚肉

ア と畜日及び輸出日前から3か月間、アフリカ豚熱清浄国であること。

イ OIEによって、と畜日及び輸出日前から3か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

ウ と畜日及び輸出日前から3か月間、豚熱清浄国であること。又は、豚熱発生時には、その影響を受けていない都道府県に由来する豚から得られた豚肉であること。

(2) 農場

シンガポール向け輸出食肉の由来となる動物を飼養する農場は、以下の要件を満たさなければならない。

① 食肉の由来となる動物が、日本で生まれ、かつ、飼養されていること。

② 豚肉の由来となる動物に対し残飯が給餌されていないこと。

(3) 認定施設

認定と畜場等は、次の要件を満たさなければならない。

ア と畜場等関係

(ア) と畜場等は、異なる種類の家畜をとさつ、解体又は分割する場合、全ての作業工程において、異なる種類の家畜をとさつし、解体することにより起こり得る交差汚染を防止するための適切な措置がとられていること。なお、壁等による明確な物理的分離の他、適切なゾーニングや十分な洗浄消毒を伴う時間区分管理等による措置も可とする。

(イ) 食肉処理施設はと畜場に併設され、とさつ、解体及び分割までが一貫して行われていること。

(ウ) 施設、設備等が、別添1「施設、設備等の構造及び材質基準」に適合するものであること。

(エ) とさつ、解体及び分割の取扱いが、別添2「衛生管理基準」に適合して行われること。

(オ) (エ)を確実に実施するため、別表に掲げる内容のマニュアルが整備されていること。

(カ) 別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」に定める「第1 標準作業手順書」及び「第2 HACCPシステムを用いた自主衛生管理」を実施すること。

イ 食肉検査関係

(ア) 都道府県等のと畜検査員により、当該と畜場等ととさつされ、解体され、及び分割されるすべての獣畜及びその食肉について、と畜検査が実施されていること。

(イ) と畜検査員の監視指導により、別添2「衛生管理基準」及び別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」に基づくと畜場等の衛生管理の適正な実施が担保されていること。

(ウ) 別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」の第1及び第2が適正に実施されているか検証するため、「第3 と畜検査員等による検証」が実施されていること。

(エ) 別添4「不正防止の基準」に基づく不正防止が実施されていること。

5 認定等の手続

(1) 申請

設置者は、と畜場にあつては別紙様式1により、食肉処理施設にあつては別紙様式2により食肉衛生検査所長等及び都道府県知事等を経由して厚生労働省宛て関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等が所在する地域を管轄する地方厚生局宛て提出すること。なお、厚生労働省により既にアメリカ合衆国、カナダ、香港又は欧州連合に輸出可能なと畜場等として認定されていると畜場等の申請にあつては、別紙様式1及び別紙様式2に掲げる添付書類の添付は不要とする（ただし、本要綱のみに規定されている要件に関する資料を除く。）。

(2) 都道府県等の提出手続

申請書を受け付けた都道府県知事等は、内容を審査し、認定に差し支えない場合には、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて厚生労働省宛て提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局宛て提出すること。

(3) 審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、必要に応じて、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所等に派遣し、現地調査を実施すること。

(4) と畜場等の認定

厚生労働省は、書類審査及び現地調査において、と畜場等の施設、設備等が本要綱に規定する要件等を満たしていると認められる場合には、当該と畜場等

をシンガポール向け輸出食肉取扱施設として認定し、認定番号を付してシンガポール食品庁（本要綱において「SFA」という。）宛て通知すること。厚生労働省は、SFA のホームページに当該と畜場等の名称等が掲載されたことを確認次第、速やかに都道府県知事等を通じ設置者にその旨通知すること。

6 認定後の事務

(1) 証明書等の発行手続

① 家畜保健衛生所による確認書の発行（豚肉に限る。）

シンガポール向けに豚肉を輸出しようとする者（本要綱において「申請者」という。）は、生産農場からシンガポール向け輸出豚肉を製造する目的で豚の出荷を希望する場合、当該生産農場を管轄する家畜保健衛生所に対して、シンガポール向け輸出豚肉の由来となる豚に関する確認書（別紙様式4。本要綱において「確認書」という。）の発行を依頼すること。依頼を受けた家畜保健衛生所は、各項目の内容を確認した上で、確認書を作成し、申請者に発行すると共に、確認書の原本の複写を、最低1年間発行した家畜保健衛生所において保管する。申請者は、確認書を出荷先の認定と畜場等を所管する食肉衛生検査所等に提出すること。

② 食肉衛生検査所等への検査申請

認定と畜場等において、食肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつし、解体し、又は分割する者は、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第7条に定める検査申請書のほか、牛肉にあっては、別紙様式5-1による検査申請書を、豚肉にあっては別紙様式4及び別紙様式5-2による家畜保健衛生所の確認書及び検査申請書を、あらかじめ認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等宛て提出すること。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。

③ 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発行等

ア 食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に、牛肉にあっては別紙様式6-1、豚肉にあっては別紙様式6-2により食肉衛生証明書を発行すること。当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の複写を食肉衛生検査所等に保管すること。また、豚肉にあっては、当該豚肉の出荷時に、(1)①に基づき申請者に発行された確認書の原本を、当該豚肉を輸出しようとする申請者に返却するとともに、原本の複写を食肉衛生検査所等に保管すること。

イ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行すること。

- ウ 申請者は、食肉の輸出に当たり証明書の原本を当該食肉に付して輸出すること。
- エ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。
- オ 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、都道府県等において、適切に管理すること。
- カ 1枚の食肉衛生証明書で、豚肉及び牛肉について各々2種以上の部位を輸出する際は、「Name of Products」の欄に「冷凍豚肉 (Frozen Pork)」、「冷蔵骨なし牛肉 (Chilled Boneless Beef)」等と記載するとともに「See Annex」と記載し、次に掲げる事項を記載した Annex を添付すること。

(Annex の記載例)

Annex

衛生証明書番号 No: ○○○

日付 Date : January XX, 20XX

施設番号 : ○-1

the type of meat	number of cartons	net weight (Kg)
Strip Loin	3	100

④ 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに食肉を輸出する者は、動物検疫所に対し、牛肉にあつては別紙様式7-1、豚肉にあつては別紙様式7-2の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に規定する輸出検査申請書に食肉衛生証明書の複写を添えて輸出検査を申請すること。

⑤ 輸出検疫証明書の交付

ア 動物検疫所は、シンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた食肉に対して、別紙様式7-1又は7-2によりシンガポール側が求める輸出検疫証明書を交付すること。

イ 輸出検疫証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。

ウ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応するシンガポール向け輸出食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を動物検疫所に返納すること。

⑥ 食肉の輸出

申請者は、食肉の輸出に当たり、食肉衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を当該食肉に添付して輸出すること。

(2) 認定施設の定期的な確認等

厚生労働省は、地方厚生局の輸出食肉検査担当官を年1回以上認定と畜場等及び食肉衛生検査所等に派遣し、査察等を実施すること。

① 査察内容

輸出食肉検査担当官は、認定と畜場等及び食肉衛生検査所等において4の(3)並びに6の(1)が適正に実施されていることの確認を行うこと。

② 措置

厚生労働省は、査察の結果、4の(3)及び6の(1)が適正に実施されていないと判断した場合、次のいずれかの措置をとること。

ア 改善指導

イ 認定の取消し

ウ 食肉衛生証明書発行の停止

エ その他

(3) 条件付き認定に係る変更の申請

ア 製造する製品の一部について、これを輸出しないことを条件に認定を受けた認定と畜場等が、それらの一部又は全てをシンガポールに輸出しようとする場合、設置者は、別紙様式9及び別紙様式12により、あらかじめ、都道府県知事等に新たに輸出を希望する製品に係る書類(標準作業手順書等)を添付して申請書を提出すること。申請書を受けた都道府県知事等は内容を審査し、変更にし支えない場合には、当該申請書類を厚生労働省宛てに提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局宛て提出すること。

イ 厚生労働省は、必要に応じて現地調査を行い、当該申請が本要綱の要件を満たしていると認められた場合には、その旨をSFA宛て通知すること。また、厚生労働省は、SFAのホームページに当該認定施設の輸出可能品目に変更されたことを確認次第、都道府県知事等を通じて、設置者にその旨通知すること。

(4) その他の変更及び認定の取下げの届出

ア 変更の届出

(ア) と畜場等の設置者は5の(1)の申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、別紙様式10により都道府県等を経由して当該変更の内容及び年月日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

(イ) 都道府県等は5の(2)の検査体制等を変更しようとするときは、別紙様式11によりあらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

イ 認定の取下げ届

(ア) 都道府県知事等は別紙様式10によりと畜場等の設置者から認定の取下げの届出があった場合は、厚生労働省宛て提出し、併せて、当該取下げ届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

(イ) 厚生労働省は、(ア)により提出された書類を受理後、速やかに当該施設の認定の取下げをSFA宛て通知すること。

(5) 表示事項

シンガポール向け輸出食肉には、次の事項を梱包に英語で表示すること。

- ① 獣畜の種類及び部位名
- ② 原産国名
- ③ 製造所名
- ④ 施設番号
- ⑤ 包装年月日
- ⑥ 重量

別表

と畜場等におけるマニュアル

- 1 給水・給湯の管理マニュアル
- 2 排水処理マニュアル
- 3 廃棄物処理マニュアル
- 4 ねずみ・昆虫防除マニュアル
- 5 消毒剤等管理マニュアル

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあってはその所在地、名称及び
代表者氏名

シンガポール向け輸出と畜場認定申請書

シンガポール向け輸出食肉を取り扱うと畜場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
- 2 衛生管理責任者名
- 3 添付書類
（別紙のとおり）

(添付書類)

(1) 施設の構造・設備に関する書類

- ア 施設配置図
- イ 施設の平面図
- ウ 清潔区、汚染区等の区分け及び作業動線（製品及び作業員）を示した資料
- エ 給湯設備の概要
- オ 給水・給湯系統図
- カ 排水系統図
- キ 汚水処理設備の概要
- ク 冷蔵庫の概要

(2) 衛生管理等に関する書類

- ア 組織の概要
- イ 衛生作業マニュアル
 - (ア) 施設・設備の衛生管理マニュアル（就業後清掃・始業前点検プログラムを含むもの。）
 - (イ) 給水・給湯の管理マニュアル
 - (ウ) 排水処理マニュアル
 - (エ) 廃棄物処理マニュアル
 - (オ) ねずみ・昆虫防除マニュアル
 - (カ) 消毒剤等管理マニュアル
 - (キ) とさつ・解体処理作業マニュアル

(3) その他参考資料

- ア 当該施設におけるとさつ・解体処理能力及び3ヶ年の実績
- イ 処理する獣畜の生産地についての過去3ヶ年の実績及び今後3ヶ年の計画

(4) HACCP等に関する資料

- ア 標準作業手順書に関する文書及び記録
- イ HACCP計画に関する文書及び記録

(別紙様式2 食肉処理施設設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地及び
代表者氏名

シンガポール向け輸出食肉処理施設認定申請書

シンガポール向け輸出食肉を取り扱う食肉処理施設として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 食肉処理施設の所在地及び名称 (法人にあつては法人番号)
- 2 衛生管理責任者名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(添付書類)

(1) 施設の構造・設備に関する書類

- ア 施設配置図
- イ 施設の平面図
- ウ 清潔区、汚染区等の区分け及び作業動線（製品及び作業員）を示した資料
- エ 給湯設備の概要
- オ 給水・給湯系統図
- カ 排水系統図
- キ 汚水処理設備の概要
- ク 冷蔵庫の概要

(2) 衛生管理等に関する書類

- ア 組織の概要
- イ 衛生作業マニュアル
 - (ア) 施設・設備の衛生管理マニュアル（就業後清掃・始業前点検プログラムを含むもの。）
 - (イ) 給水・給湯の管理マニュアル
 - (ウ) 排水処理マニュアル
 - (エ) 廃棄物処理マニュアル
 - (オ) ねずみ・昆虫防除マニュアル
 - (カ) 消毒剤等管理マニュアル
 - (キ) 分割処理作業マニュアル

(3) 製品及び販売担当部門に関する資料（Particular Informations of Establishment（別紙様式8））

(4) その他参考資料

- ア 当該施設における部分肉処理能力及び過去3ヶ年の実績
- イ 処理する獣畜の生産地についての過去3ヶ年の実績及び今後3ヶ年の計画

(5) HACCP等に関する資料

- ア 標準作業手順書に関する文書及び記録
- イ HACCP計画に関する文書及び記録

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

シンガポール向け輸出食肉の取扱いについて

別添のとおり、と畜場及び食肉処理施設設置者からシンガポール向け輸出食肉取扱施設としての認定を受けたいとの申請があり、内容を審査したところ差し支えないものと思料されるので、提出いたします。

なお、当該と畜場及び食肉処理施設を管轄する食肉衛生検査所等の検査体制については下記のとおりです。

記

- 1 食肉衛生検査所等の所在地及び名称

- 2 添付書類
 - (1) 食肉衛生検査所等の概要（組織図も含む。）
 - (2) シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱4の(3)イ及び6の(1)に関する資料

(別紙様式4 家畜保健衛生所による確認書様式(豚肉))

確認書番号 :.....

確認日 :.....

〇〇〇 (申請者)殿

シンガポール向け輸出豚肉の由来する豚に関する確認書

申請者氏名(※)	
申請者住所(※)	
生産農場の名称	
生産農場の住所	
出荷先と畜場の認定番号	
出荷日	
出荷頭数	

※法人にあつてはその名称、所在地及び代表者氏名

本書類をもって申告する豚は、日本で生まれ、かつ、飼養されたものであり、残飯が給餌されていないことを確認しました。

署名 :.....

氏名 :.....

所属家畜保健衛生所名及び役職 :.....

都道府県等 :.....

(別紙様式 5 - 1 検査申請書様式 (牛肉))

年 月 日

都道府県知事

保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあってはその名称、所在地、及び
代表者氏名

食 肉 検 査 申 請 書

シンガポール向け輸出牛肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

- 1 農場名(生産者氏名):
- 2 農場所在地:
- 3 と畜頭数:
- 4 個体識別番号:
- 5 出荷する牛の品種:

(別紙様式 5 - 2 検査申請書様式 (豚肉))

年 月 日

都道府県知事

保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地、及び
代表者氏名

食 肉 検 査 申 請 書

シンガポール向け輸出豚肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

- 1 農場名:
- 2 農場所在地:
- 3 出荷する豚の品種:
- 4 と畜頭数:

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF BEEF FROM JAPAN TO SINGAPORE

No. :

DATE :
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

(Species of origin)	(Name of products)	
(Number of packages)	(Net weight of consignment with unit of measurement)	(Shipping marks)
(Consignor)	(Consignor address)	
(Consignee)	(Destination)	

II. Origin of the products

(Name)	(Est. No.)	(Address)
(Slaughterhouse)		
(Cutting/Processing plant)		

Date of slaughter:

Date of production:

Type of packaging:

I hereby certify that:

- 1) The beef is derived from cattle that were born, raised and slaughtered in Japan.
- 2) The beef is derived from cattle tested (in accordance with Japan's legislation and current surveillance program) and not found to be suspect or confirmed BSE cases, and were not suspect or confirmed progeny or cohorts of BSE cases, as described in the Terrestrial Animal Health Code adopted by the World Organization for Animal Health (OIE).
- 3) The beef is derived from cattle that were slaughtered in Japan using methods which did not include a stunning process with a device injecting compressed air or gas into the cranial cavity, or a pithing process.
- 4) Specified risk materials¹ have been cleanly removed from products for export to Singapore without contamination of the meat.

¹ SRMs as defined under Japan's Law on Special Measures Against Bovine Spongiform Encephalopathy (Law No. 70 of June 14, 2002), Abattoir Law (Law No. 114 of August 1, 1953) and Food Sanitation Law (Law No. 233 of December 24, 1947) are head (except the tongue and cheek meat), spinal cord and vertebral column from cattle over 30 months of age, and tonsils and distal ileum (limited to a two-meter portion from its junction with the cecum) from cattle of all ages.

- 5) The beef is derived from cattle which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found free from contagious, infectious and parasitic diseases at time of slaughter. Ante-mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.
- 6) The beef is derived from cattle that were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at the above-mentioned establishment(s) certified by the Ministry of Health, Labour and Welfare in Japan (MHLW) and accredited for import of beef by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 7) There is a reliable system in place for the traceability of the cattle.
- 8) The beef is prepared in establishment(s), in compliance with BSE control measures and sanitary standards based on Abattoir Law in Japan and conditions for export to Singapore, and the establishment(s) are audited regularly by MHLW.
- 9) The beef has not been treated with chemical preservatives or other foreign substances that could be harmful to human health.
- 10) The beef was packed under hygienic conditions and every precaution has been taken to prevent contamination prior to export.

Name of meat inspector :

Official title :

Signature :

(Name of prefecture or city) :

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
FROZEN PORK FROM JAPAN TO SINGAPORE

No. :

DATE :
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

(Species of origin/Pig breed)	(Name of products)	
(Number of packages)	(Net weight of consignment with unit of measurement)	(Shipping marks)
(Consignor)	(Consignor address)	
(Consignee)	(Destination)	

II. Origin of products

(Name)	(Est. No.)	(Address)
(Slaughterhouse)		
(Cutting/Processing plant)		

Date of slaughter:

Date of production:

Type of packaging:

I hereby certify that:

- 1) The frozen pork is derived from pigs that were born, raised and slaughtered in Japan.
- 2) The frozen pork has not been derived from animals which have been swill-fed.
- 3) The frozen pork is derived from animals which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found free from contagious, infectious and parasitic diseases including Trichinosis at time of slaughter. Ante-mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.
- 4) The frozen pork is derived from animals which were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at the above-mentioned establishment(s) certified by the Ministry of Health, Labour and Welfare in Japan (MHLW) and accredited for import of frozen pork by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 5) The frozen pork mentioned above is prepared in establishment(s), in compliance with the sanitary standards based on Abattoir Law in Japan and conditions for export to Singapore, and the establishment(s) are audited regularly by MHLW.

- 6) The frozen pork mentioned above has not been treated with chemical preservatives or other foreign substances that could be harmful to human health.
- 7) The frozen pork mentioned above was packed under hygienic conditions and every precaution has been taken to prevent contamination prior to export.

Name of meat inspector :

Official title :

Signature :

(Name of prefecture or city) :

(別紙様式 7 - 1 輸出検疫証明書様式 (牛肉))

日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate NO.

申請者住所
Name of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量 、 個 数 又 は こ う り 数 Weight, Nos. of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name and address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name and address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

印
(Seal)

*Attached export quarantine certificate for beef and beef products
to be exported to Singapore from Japan*

No. _____

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1. Japan has been free from Foot-and-Mouth Disease (FMD) without vaccination for 6 months immediately prior to the date of slaughter of the animals and the date of export of the products to Singapore. The FMD status without vaccination is officially recognized by the OIE.
OR
 The beef and beef products have been processed by heat treatment that is sufficient for inactivation of FMD virus in accordance with OIE guidelines.
2. Japan is recognized by the OIE as having negligible BSE risk according to Resolution No. 20 of the 81th General Session in May 2013, satisfying the conditions in Chapter 11.5 of the Terrestrial Animal Health Code.
3. The beef and beef products were obtained from cattle which were born and raised in Japan since birth.
OR;
 The beef products have been prepared from beef which originated from establishments in the third countries/regions authorized by the Singapore Food Agency (SFA), and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.
4. The beef and beef products have been inspected by Officials from the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF).

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Japanese Government

Animal Quarantine Officer

OFFICIAL STAMP

Signature: _____

(Printing Name)

(別紙様式 7-2 輸出検疫証明書様式 (豚肉))

日本国農林水産省
輸 出 検 疫 証 明 書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate NO.

申請者住所
Name of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量 、 個 数 又 は こ う り 数 Weight, Nos. of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name and address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name and address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

印
(Seal)

*Attached export quarantine certificate for frozen pork and pork products
to be exported to Singapore from Japan*

No. _____

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1. African Swine Fever (ASF) and Classical Swine Fever (CSF) are notifiable diseases in Japan.
2. Japan has been free from Foot-and-Mouth Disease (FMD) without vaccination and African Swine Fever (ASF) for three months immediately prior to the date of slaughter of the animals and the date of export. The FMD status without vaccination is officially recognized by the OIE.
OR;
 The products have been processed by heat treatment that is sufficient for inactivation of FMD and ASF virus in accordance with OIE guidelines.
3. Japan has been free from Classical Swine Fever (CSF) for three months immediately prior to the date of slaughter of the animals and the date of export.
OR;
 The frozen pork and pork products are not derived from pigs originating from XXXX prefecture.
OR;
 The products have been processed by heat treatment that is sufficient for inactivation of CSF virus in accordance with OIE guidelines.
4. The products were obtained from pigs which were born and raised in Japan since birth and which have not been swill-fed.
OR;
 The pork products have been prepared from pork which originated from establishments in the third countries/areas authorized by the Singapore Food Agency (SFA) and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.
5. The products have been inspected by Officials from the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF).

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Japanese Government

Animal Quarantine Officer

OFFICIAL STAMP

Signature: _____

PARTICULARS OF ESTABLISHMENT

(1) Name of Establishment	
(2) Establishment Number	
(3) Address of Establishment	
Unit No.	
Street Name	
Post Code	
District/City	
State/Province	
(4) Products Intended for Export to Singapore	
<input type="checkbox"/> Meat cuts	List <u>products</u> and <u>state form</u> * (chilled/frozen): (i) <i>e.g. whole chicken with giblets (frozen) / beef cuts (frozen/ chilled)</i> (ii) (iii)
<input type="checkbox"/> Offal	List <u>products</u> and <u>state form</u> * (chilled/frozen): (i) <i>e.g. pig heart (frozen)</i> (ii) (iii)

SINGAPORE IMPORTER INFORMATION

Indicate if contact with Singapore importers has been established	
<input type="checkbox"/> Yes, please provide the following information.	
<input type="checkbox"/> No	
Name of importing company in Singapore	
Name and designation of correspondent	
Business Address	
Telephone / Mobile	
Email address	

SALES CONTACT INFORMATION

Please provide the contact details of the Sales Department. This contact point would be provided to interested Singapore importers.	
Name and designation of sales contact person	
Office address (if different from the establishment address)	
E-mail address	
Telephone / Mobile	

※ 英語で記入すること。

(別紙様式9 条件付き認定に係る変更の申請(施設))

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

シンガポール向け輸出牛肉取扱施設の条件付き認定に係る変更の申請書

「シンガポール向け輸出牛肉の取扱要綱」に基づき、下記の製品の輸出について関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定と畜場等の名称及び所在地
- 2 新たに輸出しようとする製品
- 3 添付資料
 - ・新たに輸出を希望する製品に係る書類(標準作業手順書等)

(別紙様式 10 変更又は認定取下げ届 (施設))

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地及び
代表者氏名

シンガポール向け輸出食肉取扱施設の
〔 変 更
・
認定の取下げ 〕 に係る届出

「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき、下記の認定と畜場等の申請事項の変更又は認定の取下げについて届け出ます。

記

- 1 認定と畜場等の名称及び所在地
- 2 認定事項変更の場合、変更事項
- 3 変更・認定取下げ理由
- 4 変更・認定取下げ年月日
- 5 添付資料

(別紙様式 11 検査体制の変更届 (食肉衛生検査所等))

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

シンガポール向け輸出食肉取扱施設の検査体制の変更に係る届出

「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき、下記の認定と畜場等の検査体制の変更について、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 認定と畜場等の名称及び所在地、食肉衛生検査所等の名称及び所在地
- 2 変更事項
- 3 変更理由
- 4 変更年月日
- 5 添付資料

(別紙様式12 Notification of change from Establishment (Beef and Pork))

Before

PARTICULARS OF ESTABLISHMENT

(1) Name of Establishment		
(2) Establishment Number		
(3) Address of Establishment		
Unit No.		
Street Name		
Post Code		
District/City		
State/Province		
(4) Products Intended for Export to Singapore		
Product name	Species	State (Chilled/Frozen)

After

PARTICULARS OF ESTABLISHMENT

(1) Name of Establishment		
(2) Establishment Number		
(3) Address of Establishment		
Unit No.		
Street Name		
Post Code		
District/City		
State/Province		
(4) Products Intended for Export to Singapore		
Product name	Species	State (Chilled/Frozen)

※ 英語で変更箇所が分かるように記載すること。

別添1 施設、設備等の構造及び材質基準

第1 施設の周囲

施設は、異臭、煙、塵埃等の汚染物質の影響を受けない場所にあること。

第2 施設及び設備の構造及び材質

1 生体取扱施設

(1) 一般事項

生体取扱施設は、けい留所、生体検査所及び隔離所を有すること。

また、異なる種類の家畜をとさつし、解体し、及び分割する施設と物理的に明確に分離され（異なる種類の家畜をとさつし、解体又は分割する場合において、全ての作業工程で、異なる種類の家畜をとさつ及び解体することにより起こりうる交差汚染を防止するための適切な措置がとられている場合を除く。）、以下の条件を満たすこと。なお、壁等による明確な物理的分離の他、適切なゾーニングや十分な洗浄消毒を伴う時間区分管理等による措置も可とする。

ア 給水及び給湯設備

(ア) 使用水（水道水又は飲用に適する水をいう。）を十分に、かつ、衛生的に供給できる設備を適切に配置するとともに、給水設備には必要に応じ逆流防止装置を備えていること。

(イ) 井戸水及び自家用水道を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置が備えられており、これら装置の作動状況を確認する警報装置等が備えられていること。

(ウ) 貯水槽を設ける場合は、不浸透性及び耐蝕性の材料を用い、内部は清掃が容易な構造であること。

(エ) 洗浄及び消毒用に83℃以上の温湯を供給できる設備が作業する近くの便利な場所に備えられていること。

(オ) 洗浄用ホースの給水給湯栓を適切かつ便利な位置に設け、ホースを掛ける適当な棚又は枠が備えられていること。

(カ) 飲用不適の水の配管は、事故による使用水の汚染を防止するため、使用水の配管と交差せず物理的に分離されていること。

イ 床、屋根

(ア) 床は、不浸透性及び耐蝕性の材料を用い、排水に容易な適当な勾配をつけ、すき間がなく、清掃が容易な構造であること。

(イ) 耐水性の屋根が設けられていること。

ウ 生体検査所

生体検査所は生体検査を行うための十分な広さを有し、検査に必要な器具、計量（牛に限る。）及び保定に必要な設備が備えられており、照度は110ルクス以上であること。

エ 隔離所

隔離所には、隔離された獣畜の汚物及び汚水を消毒することのできる設備

が備えられていること。

2 とさつ及び解体をする施設

(1) 一般事項

とさつ及び解体をする施設にはと室、内臓取扱室、外皮取扱室（豚の解体において、剥皮を行わない場合は不要。）、検査室、枝肉冷蔵室及び可食副生物用冷蔵室を設け、これらが衛生的に行われることが確保される位置に配置されるとともに、と室、内臓取扱室、外皮保管室については、各室に直接室外へ通じる出入り口が設けられていること。

加えて次の要件を満たすこと。

ア 床、内壁、天井等

(ア) 床は、不浸透性及び耐蝕性の材料を用い、排水を容易に行うことができるよう適当な勾配をつけ、すき間がなく、清掃が容易な構造であること。

(イ) 内壁は、すき間がなくその表面が平滑で不浸透性及び耐蝕性の材料が用いられていること。

(ウ) 施設の天井は、適当な高さを設け、平滑で不浸透性及び耐蝕性の構造並びに材料であること。また、各種配管、照明器具等は露出しない構造であること。ただし、やむをえずこれらが露出している場合にあっては、清掃が容易に行える措置がとられていること。

(エ) 内壁と床の境界は、清掃及び洗浄が容易な構造であること。

(オ) 水蒸気、熱湯等が発生する場所等の壁及び天井は、必要に応じ、その表面が結露、カビの発生等を防止できる構造であること。

(カ) 施設の出入り口は、自動閉鎖式の扉を設けた耐蝕性の材料が用いられていて、扉と壁のつなぎ目は密閉されていること。また、と体及び製品との接触を防ぐために十分な幅を設けること。

イ 照明及び換気

(ア) 施設の採光、照明及び換気は良好で、これらの装置が作業に支障のない場所に設置されていること。

(イ) 作業室での照明の照度は330ルクス以上、検査場所での照度は540ルクス以上であること。

(ウ) 照明装置の破損、落下等による汚染の防止措置がとられていること。

ウ 給水及び給湯設備

1 (1)アに同じ。

エ 汚水及び汚物処理

(ア) 作業が行われる区域には、排水溝を適切な位置に設け、排水溝にはトラップが備えられていること。

(イ) 各排水管は、直接排水溝と接続し、床に排水することのない構造であること。

(ウ) し尿処理の排水経路と他の排水経路は、当該施設内で接続していないこと。

(エ) 施設内には、蓋を有し、清掃しやすく、汚臭汚液が洩れない不浸透性の材料で作られた無孔の汚物収納容器が用意されていること。また、当該容器は汚物の集積場に容易に運搬できるものであること。

オ 器具洗浄及び消毒室

運搬車、器具容器等の洗浄及び消毒のために便利な位置に仕切りをした洗浄、消毒室又は洗浄、消毒場所が設けられていること。

カ ねずみ、昆虫等の侵入防止

ねずみ、昆虫等の侵入を防止するために、次の措置が講じられていること。

(ア) 外部に開放される窓及び吸排気口には金網等を設け、また、排水口には鉄格子を設ける等、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための有効な措置が講じられていること。

(イ) 外部からの戸口には、自動閉鎖式の扉（扉と壁のつなぎ目は密閉されていること。）等を設ける等、ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備が備えられていること。

キ 手洗所

(ア) 手洗所は、従業員の数に応じた十分な数及び大きさのもので便利な場所に位置し、清潔であること。各手洗所には、手及び腕の洗浄用に給水及び給湯設備並びステンレス等耐久性材質（作業場においては陶磁器製は不可。）からなる十分な大きさの受水槽を適当な高さに設け、液体石けん、紙タオル等を入れる容器及びこれらの廃棄用容器を配置していること。なお、各受水槽にはため水を張らないこと。

(イ) 手洗い設備は、排水管により直接排水溝と接続していること。

(ウ) 作業場の手洗設備は、足踏み式又は自動式のものであること。

ク 更衣室及び便所

(ア) 更衣室及び便所は、従業員の数に応じた十分な数及び大きさのもので便利な場所に配置し、清潔であること。なお、と畜場と食肉処理施設の更衣室及び便所は共用であっても差し支えないものとする。

(イ) 便所は、自動式又は足踏み式の蛇口を備えた手洗い設備及び使い捨てタオル等の手を乾燥する設備を備えること。また、隔壁により他の場所と完全に区画され、作業場等の間に通路等の控え区画を設け、出入り口に扉を設置する場合は、自動閉鎖式の扉とすること。

ケ 喫煙場所や飲食を行う場所は、とさつ及び解体をする施設、食肉処理施設から離れた場所に設置されていること。

(2) 個別事項

ア と室には、とさつペン（豚にあっては、とさつペンの代わりにスタニング区域を設けることも可。）、放血区域、解体区域（頭部処理場所、前後肢切離場所、剥皮場所（豚の解体において、剥皮を行わない場合は不要。）、内臓摘出場所及び背割り場所）、検査区域（頭部、内臓及び枝肉検査場所）及び枝肉洗浄区域が設けられていること。

イ 牛にあっては、切除した頭部を洗浄し、除角する設備が備えられていること。

ウ 外皮の剥皮を行う場所には、剥皮の際他のと体等への汚染防止のための設備が備えられていること。

エ 内臓運搬具の消毒場所が備えられていること。

オ 枝肉の洗浄場所及び洗浄設備が備えられているとともに、洗浄液の飛散を防ぐ措置が講じられていること。

カ とさつ解体後検査（頭部検査、内臓検査及び枝肉検査）を行う場所は、十分な広さを有し、次の要件を満たすこと。

（ア） 検査が容易かつ衛生的に実施できる構造及び材質のテーブルその他必要な設備器具を設け、これらの洗浄及び消毒用に給水及び給湯設備が備えられていること。

（イ） 検査用器具及び手指の洗浄及び消毒用の給水並びに給湯設備が備えられていること。

（ウ） 保留用レールが備えられていること。

（エ） 背割後の枝肉の最終検査を行う上で適当な大きさの室又は場所が設けられていること。

キ 内臓取扱室では、食用部分を取り扱う場所と非食用部分を取り扱う場所は別にし、かつ、これらの場所は適切に配置されていること。

ク 外皮保管室は、外皮の移動の際にと体、内臓等へ影響を及ぼさない位置に設けられ、食品とは別の搬出口から、施設外に搬出される構造であること。

ケ 枝肉冷蔵室のレールは、枝肉が床、壁及び機械設備に接触しないよう十分な高さ及び間隔を設けて設置されていること。

コ 枝肉冷蔵室は、枝肉の製品検査が可能な広さを有し、施錠できる構造の保留ケージが設けられていること。

3 食肉処理施設

（1） 一般事項

食肉処理施設は、牛又は豚専用の室又は場所を有し、作業、運搬及び全ての必要な器具の配置に支障のない広さであることのほか、2（1）一般事項と同様の要件を満たすこと。

（2） 個別事項

ア 枝肉から部分肉までを処理する場所は、原料の荷受、製品の搬出のために施設外に直接通じる構造でなく、室内を15℃以下に保持できる冷却装置が備えられていること。

イ 製品保管用の専用の冷蔵庫が備えられていること。

ウ 包装梱包材料の保管庫を便利な位置に設け、包装梱包材料は、床上0.3m以上の高さに棚を設け保管されていること。

エ ナイフの洗浄、消毒用に83℃以上の温湯を供給できる設備が備えられていること。

4 汚水処理施設

当該施設から排出される汚水及び血液を処理するための汚水処理施設がとさつ及び解体をする施設、食肉処理施設等から適当な距離の位置に設けられていること。

5 汚物処理施設

- (1) 汚物の集積場は、とさつ及び解体をする施設並びに食肉処理施設に設けられており、不浸透性の材料で構築されていること。
- (2) 汚物の集積場に配置される汚物収納容器は蓋を有し、清掃しやすく、不浸透性の材料で作られた汚臭汚液が洩れない構造であること。

第3 機械及び器具の構造及び材質

機械器具等は容易に分解、洗浄及び消毒ができる構造であり、食肉及び食用内臓等に接触する面は、全て平滑でひび割れがないことのほか、次の要件を満たすこと。

1 一般事項

- (1) 内臓検査テーブル等食肉及び食用内臓が接触する部分の材質は、全て 18-8 ステンレススティール等の耐蝕性金属、衛生上支障のないプラスチック等であること。
- (2) コンベアー式内臓検査台は、自動的にコンベアーを消毒する装置が備えられていること。
- (3) 溶接箇所は、すき間がなく平滑で、凹凸、ひび割れがないこと。
- (4) 固定し、又は移動できない器具類は、壁又は天井から適当な距離に配置されていること。
- (5) 永久据付設備は、床から適当な距離に配置するか、又は完全に床面に密着していること。
- (6) 水を使用するテーブル及びその他の器具は、縁を付して水が床に落ちない構造であること。
- (7) ナイフ及びやすりの柄はプラスチック製であり、鞘は耐蝕性の金属、その他不浸透性の材料であること。
- (8) 骨及び肉切り台は、衛生上支障のないプラスチック等で作られ、台は小部分に分割できるもので洗浄及び消毒の容易なものであること。
- (9) 消毒器の材質は、耐蝕性の金属、その他不浸透性の材料からなるものであること。
- (10) 食用及び非食用に区分し、その旨を明記した洗浄容易な運搬具、取扱用器具、棚、容器、テーブル等を設けること。なお、食用部分を収容する運搬具、容器、テーブル等は直接床に設置する構造ではないこと。
- (11) その他食肉及び食用内臓が直接接触しない金属製の機械、設備等にあつては、ニッケル、錫、亜鉛メッキ等耐蝕及び防錆処理が施されていること。

別添2 衛生管理基準

第1 施設、設備等の衛生管理

1 施設周囲の衛生管理

- (1) 施設周辺は、毎日清掃する等、良好な衛生状態を保持すること。
- (2) 施設敷地内の道路、駐車場、建物の出入り口周辺の舗装に破損を生じた場合には、補修すること。
- (3) 排水溝は、毎日清掃する等、排水がよく行われるように保つとともに、必要に応じ補修を行うこと。

2 施設及び設備の衛生管理

- (1) 施設の天井、内壁、床は、必要に応じ補修するとともに、随時清掃を行うこと。
- (2) 各種配管、ダクト等は、定期的に点検し、正常な状態を保持するとともに随時清掃を行うこと。
- (3) 照明器具は定期的に清掃するとともに、照度は半年に1回以上測定し良好な照明を確保すること。
- (4) 換気装置は定期的に清掃するとともに、吸排気管の状態を点検し、良好な換気を確保すること。

3 給水給湯設備の管理

次により使用水の管理を行うこと。

- (1) 使用水として飲用に適する水を使用する場合にあっては、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品 B食品一般の製造、加工及び調理基準の5の表の第1欄に掲げる項目（又は水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目）について、年2回以上水質検査を行い、その成績書を3年間保存すること。ただし、天災等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
- (2) 水質検査は、公的機関に依頼して行うこと。また、水質検査の結果、飲用不適とされた場合は直ちに検査員の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (3) 使用水として飲用に適する水を使用する場合にあっては、毎日殺菌装置又は浄化装置が正常に作動していることを確認し、その旨を記録すること。なお、これらの水の消毒は、次亜塩素酸ソーダ又は塩素ガスを用い、末端給水栓で遊離残留塩素0.1ppm以上とし、遊離残留塩素の測定は、毎週1回定期的に行い、その測定結果を記録した上で3年間保存すること。
- (4) 貯水槽は、清潔を保持するため、年1回以上清掃を行うこと。
- (5) 洗浄及び消毒に用いる温湯は、使用水を加温加熱したもので、給湯を必要とする全ての施設に十分な圧力で行きわたるように給湯設備の維持管理を行うこと。
- (6) 器具、床、内壁その他の消毒に用いる温湯の温度は、最低83℃を保持するとともに、洗浄に用いる場合は約60℃を保持すること。なお、これらの温度は、

給湯口での温度であり、使用に便利な位置に温度計を備え温度管理をすること。

4 汚水、汚物及び不可食部分の管理等

- (1) 当該施設において排出される汚水、血液等は、汚水浄化施設を設け適切に処理すること。
- (2) 浄化施設から産出される汚泥等は適正に処理すること。
- (3) 定期的な汚水浄化施設の点検により浄化能力の維持管理を行い、管理記録を3年間保管すること。
- (4) とさつ及び解体をする施設において、獣畜をとさつし、及び解体をすることにより生じる不可食部分は専用容器に収納し、作業終了後当該施設で焼却するか、化製場へ搬出すること。
- (5) と畜検査の結果不合格となったもので、伝染病の罹患により廃棄されたものは、専用容器に収納し作業終了後検査員立会いの下で当該施設において焼却し、検査員立会いの下で焼却施設等へ搬出する等、適切に処理すること。また、伝染病の罹患以外により廃棄されたものは、検査員立会いの下で当該施設において焼却するか、検査員立会いの下で着色後化製場へ搬出すること。
- (6) 食肉処理施設における骨の除去及びカット作業において生じる不可食部分については、専用容器に収納し、作業終了後当該施設で焼却するか、化製場へ搬出すること。
- (7) 食肉処理施設において検査員の指示により廃棄されるものは、専用容器に収納し、作業終了後検査員立会いの下で当該施設において焼却するか、検査員立会いの下で着色後化製場へ搬出すること。
- (8) その他雑廃棄物については、当該施設で焼却するか、焼却施設等へ搬出すること。
- (9) 不可食部分、不合格品及び廃棄物を収納する容器は、その用途を表示した上で使用すること。
- (10) 廃棄物の処理を行った場合は、その内容を記録して3年間保管し、検査員に求められた場合に速やかに提示すること。

5 冷蔵庫及び冷凍庫

- (1) 温度計を備え付け適切な温度管理を行う等、冷蔵庫、冷凍庫の作動状況を常に監視し適正な温度を保持すること。
- (2) 枝肉を冷蔵庫に保管する場合は、枝肉間の接触を防ぐため冷蔵庫の収容能力に見合った数の枝肉を保管し、製品を冷蔵庫又は冷凍庫に保管する場合には、冷蔵庫又は冷凍庫の収容能力に見合った数の製品を保管すること。
- (3) 冷蔵庫への搬入は、枝肉の洗浄水の水切りを十分行った上でを行い、定期的にかつ、必要な場合には、随時冷蔵庫の清掃を実施し、枝肉の衛生を保持すること。
- (4) 冷蔵庫及び冷凍庫の扉の開閉は、迅速に行い、かつ、必要最小限にとどめること。

6 消毒剤等

(1) 使用消毒剤等の承認

と畜場及び食肉処理場の設置者は、施設内及び施設周辺で使用する全ての消毒剤等（消毒剤、洗浄剤、殺虫剤、殺鼠剤、農薬等）について、リストを作成し、食肉衛生検査所等に提出して、その承認を得ること。

(2) 承認を得た消毒剤等の使用及び保管

ア 消毒剤等の使用に当たっては、その使用基準に基づき、適正に使用すること。

イ 消毒剤等は、保管場所を定め、食肉衛生検査所等に届け出るとともに保管及び管理簿を作成して、記録すること。

7 ねずみ、昆虫等の管理

ねずみ、昆虫等の管理は、次のとおり行うこと。

(1) ねずみ、昆虫等の発生を防止するために、餌や飲水となるものの排除及びねずみ、昆虫等の巣や隠れ家となる屑等の除去を随時行うこと。

(2) 施設外部からのねずみ、昆虫等の侵入を防止するために窓や換気口に網戸の設置、施設外部からの戸口に自動閉鎖式ドアの設置や昆虫を引き寄せる紫外線を放射する機器の設置等の施設及び設備の整備を行うこと。

(3) これらの設備に対し定期的な点検を実施し、補強修理等施設設備の維持管理を行うこと。

(4) 施設外から搬入される物品の梱包箱等に入り込んだ昆虫等の侵入を防止するため、当該物品の荷受け時に、昆虫等の有無の点検を行うとともに、不要となった梱包箱等は速やかに焼却等の処置を施すこと。

(5) 駆除の記録は3年間保管すること。

(6) 衛生管理責任者は、殺虫剤等によるねずみ、昆虫等の駆除について、あらかじめと畜検査員と協議の上、「ねずみ及び昆虫管理プログラム」を策定し、承認された薬剤を用いて、定められた使用基準により、定められた者が行うこと。

(7) 駆除実施区域については、食肉への薬剤の汚染を防止すること。

第2 衛生的なとさつ、解体、分割等

1 生体取扱施設並びにとさつ及び解体をする施設における設備の維持管理及び衛生保持については、次のとおり行うこと。

(1) 共通事項

ア 搬入された牛及び豚は、生体検査前に洗浄を行い、清潔を保持すること。

イ と室の設備は、常に保守点検を行うとともに、随時清掃を行い、衛生的状態を保持すること。

ウ 放血に当たっては、血液が飛散して他のと体、内臓等を汚染しないように衛生的な処理を行うこと。

エ 解体レールに懸垂された枝肉は、壁や機械器具に接触しないように移動させること。

オ 解体作業台は、枝肉移動に支障のない位置に配置すること。

カ 解体処理室内に汚物用容器を備え、汚物等を収納することにより室内を清潔に保つこと。

- キ と畜検査が完了するまで、枝肉と内臓は突合可能であること。
- ク ある個体の枝肉の検査が終わる前に、既に検査が終了した当該個体の内臓を、同じく既に検査が終了している他の個体の内臓と同じ容器に集める場合、当該個体の枝肉が一つでも検査不合格となった場合、当該個体の内臓を含む容器又は含む可能性がある容器の内臓は全て検査不合格として取り扱うこと。
- ケ とさつ及び解体をする施設内においては、清潔区、汚染区等の区域を明確に定め、作業動線（製品及び作業員の動線をいう。）は、交差汚染が最小限となるようにすること。
- コ 枝肉を冷却する際は、原則として、枝肉の最下部が床から 0.3m 以上の高さとなるように取り扱うこと。ただし、大ぶりの枝肉を取り扱う等、最下部が 0.3m 未満になる場合は、床面からの汚染を防止するために適切な措置を講じること。

(2) 牛の個別事項

- ア けい留した牛の汚物等は、随時汚物集積場等に運搬するとともに、けい留所の洗浄消毒を行い、清潔を保持すること。
- イ 生体検査において歩行困難と判断された牛については、認定と畜場等内においてとさつ及び解体を行わないこと。
- ウ 頭蓋内に空気を注入する方法によるスタンニング及びピッシングは行わないこと。
- エ とさつ及び放血は、施設設備の規模に応じた数、速度で行い、放血区域に牛が密集しないようにすること。
- オ 頭部や内臓等の切除摘出及び外皮の除去作業等に当たっては、次に留意すること。なお、頭部、脊髄及び回腸遠位部の除去、分離及び廃棄については、別添 3「HACCP 方式による衛生管理実施基準」によること。
- (ア) 角の除去については、角は起部の皮膚と共に除去し、剥皮後、皮膚が頭部に残り頭部が汚染されるのを防ぐこと。
- (イ) 頭部の剥皮については、頭部及び頸部の汚染を避け、剥皮した頭部に他のと体、床及び機械器具を接触させないこと。
- (ウ) 頭部の切断については、食道を結さつし胃内容物による汚染を防止すること。
- (エ) 頭部の洗浄については、洗浄水による他の個体の頭部やと体への汚染を防止すること。
- (オ) 頭部の剥皮に用いるナイフ及びその他器具は、1 頭ごとに洗浄消毒すること。
- (カ) と体の剥皮時には、獣毛による汚染を防止すること。
- (キ) 剥皮したと体が隣接すると体の皮膚、皮による汚染を防止するため、と体間は十分な距離を保持すること。
- (ク) 乳房は、その内容物によりと体が汚染しないように除去するとともに、乳房内容物による壁、床及び機械器具の汚染を防止すること。

- (ケ) と体が乳房内容物で汚染された場合には、他の部位の汚染防止措置を迅速かつ適切に行うとともに、乳、膿等の汚物及び必要に応じ清潔な部位のみが残るように十分な量の当該部位の除去を行うこと。
- (コ) 内臓摘出時に開腹に用いるナイフ等の器具は、1頭ごとに常に洗浄消毒すること。
- (サ) 内臓は、肛門部分を結さつする等、尿、糞その他内容物によりと体が汚染しないように摘出するとともに、消化管内容物による壁、床及び機械器具の汚染を防止すること。
- (シ) 枝肉が消化管内容物で汚染された場合には、汚染された部位を完全かつ迅速に除去し、他の部位の汚染防止についても適切に措置すること。
- (ス) 背割りの前に全ての汚染及び損傷を除去し、のこ等の背割り器具を介する汚染の拡大を防止すること。
- (セ) 背割りを行う場合には、頸部と床との接触を防ぐとともに、疾病の疑いのあるもの、検査保留のもの及び疾病が明らかなものの背割りを行った後においては、その都度、背割り器具の消毒を必ず行うこと。
- (ソ) 枝肉に付着した獣毛、ゴミその他を除去するために枝肉の洗浄を十分に行うこと。この場合、洗浄水の飛散により他の枝肉が汚染しないように処置するとともに、洗浄水の水切りを十分に行うこと。なお、枝肉の洗浄を行う場合は、必ずと体検査が終了して合格と判明した後に行うこと。

カ 外皮保管庫は、常に清潔を保持し、衛生的に外皮を保管すること。

キ BSE 感染牛が発見された場合には、あらかじめ作成された消毒マニュアルに基づき施設設備、機械器具等について消毒措置等を確実にすること。

(3) 豚の個別事項

ア と畜場に運ばれる豚は、農場が追跡できるように、識別されていること。

イ 頭部や内臓等の切除摘出、外皮の除去作業等に当たっては、次に留意すること。

- (ア) と体の剥皮時には、獣毛による汚染を防止すること。また、剥皮時は必要な最小限度の切開をした後、ナイフを消毒し、ナイフの刃を手前に向け、皮を内側から外側に切開すること。
- (イ) 剥皮したと体が隣接すると体の皮膚、皮による汚染を防止するため、と体間に十分な距離を保持すること。
- (ウ) 剥皮しない豚は、速やかに脱毛し、湯漬水による汚染を防止すること。
- (エ) 乳房の除去に当たっては、その内容物によりと体が汚染しないようにするとともに、乳房内容物による壁、床及び機械器具の汚染を防止すること。
- (オ) と体が乳房内容物で汚染された場合には、他の部位の汚染防止措置を迅速かつ適切に行うとともに、乳、膿等の汚物及び必要に応じ清潔な部位のみが残るように十分な量の当該部位の除去を行うこと。

- (カ) 内臓摘出時に開腹に用いるナイフ等の器具は、1頭ごとに常に洗浄消毒すること。
- (キ) 内臓は、尿、糞その他内容物によりと体が汚染しないように摘出するとともに、消化管内容物による壁、床及び機械器具の汚染を防止すること。
- (ク) 枝肉が消化管内容物で汚染された場合には、汚染された部位を完全かつ迅速に除去し、他の部位の汚染防止についても適切に措置すること。
- (ケ) 背割りの前に全ての汚染、損傷を除去し、のこ等の背割り器具を介する汚染の拡大を防止すること。
- (コ) 背割りを行う場合には、頸部と床との接触を防ぐとともに、疾病の疑いのあるもの、検査保留のもの及び疾病が明らかなものの背割りを行った後においては、その都度、背割り器具の消毒を必ず行うこと。
- (サ) 枝肉に付着した獣毛、ゴミその他を除去するために枝肉の洗浄を十分に行うこと。この場合、洗浄水の飛散により他の枝肉が汚染しないように処置するとともに、洗浄水の水切りを十分に行うこと。なお、枝肉の洗浄を行う場合は、必ずと体検査が終了して合格と判明した後に行うこと。

2 食肉処理施設における設備の維持管理及び衛生保持については、次のとおり行うこと。

- (1) 作業に使用するナイフ、まな板等の器具は処理する食肉の部位、処理内容別に適当な大きさと専用のもを用いること。
- (2) 牛の脊柱の除去、分離及び廃棄については、別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」によること。
- (3) 牛の脊柱に付着した食肉を機械的に分離及び回収する設備を使用しないこと。
- (4) 給水給湯設備は使用に便利な場所に配置し、器具、手指等の洗浄消毒を行うこと。
- (5) 使用した器具は、洗浄消毒後に専用の棚等に保管すること。
- (6) 汚物等の廃棄物は、随時専用容器に収納し、これらによる汚染を防止すること。
- (7) 製品の鮮度を維持するために冷房装置等により室温を15℃以下とすること。
- (8) 包装梱包材料の保管庫は、随時清掃するとともに、包装梱包材料を整理し衛生的に保管すること。
- (9) 食肉処理施設内においては、清潔区、汚染区等の区域を明確に定め、作業動線（製品及び作業員の動線をいう。）は、交差汚染を最小限となるようにすること。
- (10) 枝肉を保管し、及び分割作業室へ搬入する際は、原則として、枝肉の最下部が床から0.3m以上の高さとなるように取り扱うこと。ただし、大ぶりの枝肉

を取り扱う等、最下部が 0.3m 未満になる場合は、床面からの汚染を防止するために適切な措置を講じること。

第3 衛生管理体制

1 衛生管理責任者の設置義務

と畜場等の設置者は施設、設備等の衛生管理を行わせるために衛生管理責任者を置き、衛生的な方法を用いて、健全な製品を供給するよう管理させなければならない。

(1) 誓約

認定を受けようとする畜場及び食肉処理施設の衛生管理責任者は、本認定要綱に係る施設設置者側に関する全ての規定を厳重に遵守する旨の誓約をし、実際に施設を衛生的な状態に維持することを保証しなければならない。

(2) 教育及び訓練

衛生管理責任者は、食肉の適正な取扱方法と衛生的な処理方法について、従業員に対し教育及び訓練をしなければならない。

2 作業前点検

衛生管理責任者は、作業前に施設及び設備の洗浄が十分に行われていて、作業を開始することが適当であるかどうか点検し、全ての衛生基準を満たしている場合でなければ、作業を開始させてはならない。

第4 食品添加物の使用基準

1 食品添加物の使用について

食品添加物は以下を遵守して使用されなければならない。

- (1) 食品添加物は、最終食品の完成前に中和、分解し、又は除去されなければならないこと。
- (2) 食品添加物は、下表に示す使用基準を遵守して使用すること。なお、表に記載された以外の食品添加物は、シンガポール向け輸出食肉への使用が認められていないことから、使用しないこと。
- (3) 食品添加物は、微生物に汚染された、又は劣化した食肉の鮮度等を誤認させるために用いてはならないこと。
- (4) 食品添加物は、食肉の衛生的な処理の追加的な措置として製造工程にあらかじめ組み込まれている場合にのみ使用できるものであり、衛生管理の不備を補完するために使用してはならないこと。
- (5) 施設は、(1) から (4) までの事項を含めたシンガポール向け輸出食肉への食品添加物の使用手順を定めた上で、食肉衛生検査所等の承認を書面で得ること。また、シンガポール向け輸出食肉に対し、食品添加物が手順どおり使用されていることに係る記録を取ること。

表

	食品添加物名	使用基準
1	クエン酸	重量当たり 2.5%以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。

2	乳酸	重量当たり 5.0%以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。
3	塩酸	2～5秒間で浸漬又は噴霧すること。
4	過酢酸(過酢酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素、ペルオキシオクタン酸、及び1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸 HEDP) を含む)	過酢酸として、1.8g/kg 以下及び HEDP として、0.024g/kg 以下の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。
5	亜塩素酸ナトリウム	0.50～1.20g/kg の浸漬液又は噴霧液 (pH2.3～2.9)により 30 秒以内で浸漬又は噴霧すること。
6	次亜塩素酸ナトリウム	50ppm 以下 (使用前濃度) の浸漬液又は噴霧液に浸漬又は噴霧すること。

※ 酢酸及び過酸化水素は、過酢酸製剤の一部として使用可能である。

2 食肉衛生検査所等における監視指導

- (1) 認定と畜場等が、1の各項目を遵守していることを確認すること。
- (2) シンガポール向け輸出食肉について、衛生証明書の発行前に、食品添加物の使用基準が遵守されていることを確認すること。

第5 その他の留意事項

- 1 シンガポール向け輸出食肉に使用する、と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 9 条の規定による検印のインクは、次に掲げる成分の調製による検印インクを使用すること。
 - (1) インクの成分配合割合

① 食用赤色 3 号	6.0 g
② 食用青色 1 号	4.0 g
③ 80%エタノール	90 ml
④ グリセリン	10 ml
 - (2) 調製方法
調製はグリセリンに 80%エタノールを混和した後、これを色素に加えること。
- 2 施設及び食肉衛生検査所等が病原微生物（腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等をいう。）の検査を実施する場合、検査結果判明前の製品及び病原微生物が検出された製品はシンガポールへ輸出しないこと。また、施設は、上記に掲げる事項を満たすための手順を定めた上で、食肉衛生検査所等の承認を書面で得ること。

別添3 HACCP 方式による衛生管理実施基準

第1 標準作業手順書

- 1 認定と畜場等は次の規定にしたがって「衛生管理の方法に関する標準作業手順書（Sanitation Standard Operating Procedures）」（本別添において「SSOP」という。）を作成し、実施するとともに、必要な改訂を行い、維持管理すること。

2 SSOP の作成

- (1) 認定と畜場等は、SSOP に食肉の直接的な汚染又は粗悪化を防止するために毎日作業前及び作業中に実施する手順を記載すること。また、SSOP の中には、食品が直接接触する設備、装置、機械及び器具の作業前の洗浄及び消毒について具体的な方法、回数等を記載すること。
- (2) 認定と畜場等は、本基準にしたがって SSOP の記載通りに実施し、管理する責任を明確にするため、作成した SSOP に、衛生管理責任者が署名し、署名した日付を記載すること。
- (3) 認定と畜場等は、本規定の施行日及びその後改訂した場合は、SSOP に改訂した旨、改訂した者の氏名及び日付の記載を行うこと。
- (4) 認定と畜場等は、各手順の実施に関する責任者を特定し、SSOP に記載すること。

3 SSOP の実施

- (1) 認定と畜場等は、SSOP の手順を遵守すること。
- (2) 認定と畜場等は、SSOP の手順が遵守されているかどうかについて毎日モニタリングすること。

4 SSOP の維持管理

認定と畜場等は、SSOP に基づく衛生管理の実施による食肉の汚染防止効果を定期的に評価するとともに、施設内の設備、装置、機械、器具、作業方法及び責任者の変更に応じて SSOP を最も衛生管理効果のあるものに改訂し、最新のものを維持管理すること。

5 改善措置

- (1) 認定と畜場等又はと畜検査員等が、食肉の汚染等を防ぐため当該施設の SSOP の内容、実際に行われた衛生管理の方法が不適切であると判断した場合、認定と畜場等は適切な改善措置を講じること。
- (2) 改善措置には、以下の事項を含むこと。
 - ア 汚染の疑いのある食肉を適切かつ確実に除去し、又は廃棄する手順
 - イ 機械、器具等を衛生的な状態へ回復するための手順
 - ウ 食肉の汚染等の再発防止のための SSOP の適切な改訂
 - エ その他必要な措置

6 記録

- (1) 認定と畜場等のモニタリングに関する責任者は、毎日、SSOP の各手順の実施、モニタリング結果及び改善措置の実施について記録し、記録した者が氏名及び日付を記入すること。

- (2) 記録は、と畜検査員等が閲覧できる状態で1年以上保管すること。また、当該記録は全て作成後最低2日間は認定と畜場等内に保管し、それ以後は、と畜検査員等がその要請から1日以内に閲覧できることを条件に、現場以外に保管できるものとする。

第2 HACCP システムを用いた自主衛生管理

1 定義

この規定において、以下の定義を適用する。

- (1) 改善措置
逸脱が起きたとき、引き続いてとられる措置
- (2) 重要管理点
食肉等の処理加工において、その部分を衛生的に管理することにより食品の安全性を損なうおそれのある危害を防止し、除去し、許容範囲内に納めることができる工程中のある時点、ある段階又は工程そのもの
- (3) 管理基準
特定の食品の安全性を損なうおそれのある危害の発生を防止し、除去し、許容範囲内に収めるために、重要管理点において管理しなければならない生物学的、科学的、物理的危険の最高値又は最低値
- (4) 食品の安全性を損なうおそれのある危険（危険）
安全でない食品を消費することにより起こる生物学的、化学的、物理的特性
- (5) 防止措置
特定の食品の安全性を損なうおそれのある危険の発生を防止するための化学的、物理的又は他の方法
- (6) 危険分析
原材料及び処理加工の段階で、食品の安全性を損なうおそれのある危険を明らかにし、これらの起こりうる可能性、起きた場合の被害の重篤性を評価すること
- (7) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Points)
食品の安全性を保証するため、特異的な危険要因及びそれらを管理するための防止措置を明らかにすることによる危険分析及び重要管理点監視からなる衛生管理手法のこと
- (8) HACCP 計画
HACCP 原則に基づく、特定の工程又は手続きの管理を保証するために従わなければならない事項を文書にした計画
- (9) HACCP システム
HACCP 計画に基づき実施中の HACCP のこと
- (10) モニタリング
重要管理点が適切に管理下にあるかどうか評価するとともに、将来、検証を実施する際の正確な記録を作成するため、計画された一連の観察又は測定
- (11) 製造工程モニタリング装置

重要管理点において、処理加工時の条件及び状態を示すために用いられる器具又は装置

(12) 施設内責任者

施設の処理加工現場にいる全体責任者、又はより高い地位の管理職

2 危害分析及び HACCP 計画

(1) 危害分析

ア 認定と畜場等は、科学的な根拠に基づき、製造工程で発生する可能性のある食品の安全性を損なうおそれのある危害要因を特定するため危害分析を実施し、その危害の防止措置を定めること。

イ 危害分析では、当該施設への搬入前、搬入時（とさつ、解体、処理等）及び搬入後の全ての工程において発生する可能性がある全ての危害を分析すること。

ウ 危害要因は、過去にその施設で発生したことがあるか、又は適切な管理対策が実施されなければ発生する可能性があり、施設が管理できるものであること。

エ 認定と畜場等は最終的に食肉になるまでのとさつ、解体及び処理の各工程の流れを記載したフローチャートを作成すること。また、危害発生防止のため、重要管理点において定める管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合は、想定される食肉の用途（喫食方法等）又は販売等の対象とする消費者層を特定すること。

オ 危害要因には、以下のものが含まれていること。なお、（サ）は牛を扱う場合に限る。

- (ア) 天然毒素
- (イ) 微生物学的汚染物質
- (ウ) 化学的汚染物質
- (エ) 農薬
- (オ) 残留動物用医薬品
- (カ) 人畜共通感染症
- (キ) 腐敗
- (ク) 寄生虫
- (ケ) 食品添加物の不適切な使用
- (コ) 物理的危険
- (サ) 特定危険部位（脊柱を含む。）

(2) HACCP 計画

ア 認定と畜場等は、製造される食肉（本別添において「製品」という。）ごとに危害分析を行った後、当該製品について HACCP 計画を文書化し、その計画を実施すること。

イ ただし、複数の異なった製品でも次の（3）で定める特定及び実施が義務づけられる危害要因、重要管理点（本別添において「CCP」という。）、管理基準、その他の手順が同一であり、適切に計画に記載され、モニタリ

ングされる場合は、単一の HACCP 計画により実施できるものとする。

(3) HACCP 計画の内容

HACCP 計画は、次の要件を満たしていること。

ア 危害要因及び工程ごとの防止措置を明示すること。

イ 特定された各々の危害の防止措置のうち、次の CCP を明示すること。

(ア) 当該施設外から持ち込まれる危害及び当該施設内で発生する可能性のある危害の防止を目的とする CCP

(イ) 当該施設への搬入前、搬入時、搬入後に発生する危害及び施設外から持ち込まれる危害の防止を目的とする CCP

ウ 各 CCP で遵守しなければならない管理基準を明示すること。

エ 各 CCP において管理基準が常に確実に遵守されていることを連続的な又は相当の頻度で確認するための測定方法 (モニタリング方法) を明示すること。

オ CCP において管理基準からの逸脱があった際に実施される、下記の 3 に規定する改善措置を明示すること。

カ 下記 4 に規定する認定と畜場等による検証の方法及びその実施頻度を明示すること。

キ 下記の 5 に規定する CCP におけるモニタリングの記録方法を明示すること。当該記録は、モニタリング時における実際の数値、観察事項、実施担当者を含むものとする。

(4) HACCP への署名及び日付の記載

ア HACCP 計画には、認定と畜場等が HACCP 計画を記載通りに実施し、管理する責任を明確にするため、当該施設内責任者が署名し、日付を記載すること。

イ HACCP 計画では、以下の時点で署名及び日付を記入すること。

(ア) HACCP 計画の施行日

(イ) 改訂時

(ウ) 下記の 4 (1) ウに定めた最低年 1 回の HACCP 計画の再評価時

(5) 認定と畜場等が上記 (2) により定める HACCP 計画を作成しているにも関わらず、当該計画を実施しない場合又はその他の規定にしたがって作業をしない場合、そのような状態で製造された製品は、と畜検査員等により不衛生な製品と判断されること。

3 改善措置

(1) HACCP 計画の文書には、各 CCP において管理基準から逸脱した際の改善措置、その実施責任者を明記すること。管理基準からの逸脱とは、人の健康に有害であったり、粗悪な製品を製造することであり、改善措置は、次の要件を満たすものであること。

ア 逸脱の原因を特定し、これを排除するために実施すべき改善措置

イ 改善措置実施後の CCP の管理方法 (及び管理状態が正常に戻ったと判定する検証、検証結果)

ウ 再発防止のための対策

(2) 明記された改善措置によって逸脱が解消されない場合又はその他の予想外の

危害が発生した場合、当該施設は以下の措置を実施すること。

ア 最低でも次のイ及びウの要件が満たされるまでは、危害の影響を受けた製品を他の製品と分離し、保管すること。

イ 当該製品の流通の是非を判断するための評価を実施すること。

ウ 当該製品については、必要に応じて、製品を販売しないようにする措置を実施すること。

エ 下記7に定める講習を受けた者は、再評価を実施し、新たに特定された管理基準の逸脱又はその他の予想外の危害についての検討がHACCP計画に盛り込まれているかを判断すること。

(3) 全ての改善措置については、下記5に定める要件に従って記録すること。また、下記4(1)イ(ウ)に従って検証した場合についても記録すること。

4 確証、検証、再評価

(1) 認定と畜場等は、危害分析において特定された危害がHACCP計画で適切に防止されていることを確証すること。また、当該計画が効果的に実施されていることを検証すること。

ア 施行時の確証

危害分析及びHACCP計画の作成が完了した時点で、認定と畜場等は、HACCP計画が目的通り危害の発生防止に機能するかを判断するための確証方法として次の事項を実施すること。

(ア) CCP、管理基準、モニタリング方法、記録方法、改善措置の適正について繰り返し検査すること。

(イ) HACCPシステムに従って日常的に作成される記録自体の点検を行うこと。

イ HACCPシステムの検証

検証には以下の事項を満たすこと。ただし、これに限定されないこと。

(ア) 製造工程モニタリング(監視)装置の保守点検(計器の校正を含む。)

(イ) モニタリング及び改善措置の直接的な観察

(ウ) 下記5(1)ウに定める記録の点検

ウ HACCP計画の再評価

(ア) 認定と畜場等は、最低年1回、HACCP計画の妥当性を再評価すること。また、危害分析に影響を及ぼしたり、HACCP計画を改訂する必要性が生じた際には、HACCP計画の妥当性を再評価すること。

(イ) この改訂とは、原料及びその供給源、製品の組成、とさつ、解体及び処理加工方法、製造量、従業員、包装、最終製品の流通方法、最終製品の用途、消費者層等の変更のことであるが、これらに限定されない。

(ウ) 再評価は、下記7に定める講習を受けた者が実施すること。

(エ) 再評価によって当該計画が上記2(3)の要件に適合していないことが明らかになった場合は、直ちにHACCP計画を改訂すること。

(2) 危害分析の再評価

ア 危害分析によって危害が存在しないことが明らかになったため、HACCP 計画を策定していない施設は、危害の発生するおそれのある変更が生じた際には危害分析の妥当性を再評価すること。

イ この変更とは、上記（１）ウ（イ）に定める変更と同様のものである。

5 記録

（１） 認定と畜場等は HACCP 計画に関する以下に定める文書及び記録を作成し、維持管理すること。また、これらの文書等には、作成された日付を記載すること。

ア 上記 2（１）に定める危害分析に関する文書、その他の補助文書

イ HACCP 計画（危害分析、CCP、モニタリング及び改善措置）の文書、CCP の選定及び管理基準の設定における検討結果に関する文書、モニタリングと検証の手順及びこれらの手順の実施頻度の選定について説明する文書

ウ 施設の HACCP 計画に記載されている実際の時間、温度その他の数量化可能な数値の記録を含む CCP 及び管理基準のモニタリングに関する記録、製造工程モニタリング装置の保守点検（計器の校正）記録、改善措置の記録、検証方法及び結果の記録、製品名又はその他の表示、製造ロット等

（２） HACCP 計画の記録事項は、現場において、当該計画に定めた時点で、記録日時とともに記入すること。また、当該記録を記入した施設の従業員は氏名又はイニシャルもあわせて記入すること。CCP の検証記録には、検証日時、検証結果を記載するとともに、検証者が署名を行うこと。

（３） 認定と畜場等は、製品を出荷する前に、全ての管理基準が遵守されたか、また必要に応じて製品の適切な廃棄等の改善措置がとられたかどうかを確認するため、上記（１）及び（２）に定めた当該製品の製造に関する記録を点検し、シンガポール向け輸出食肉についてはその結果を記録した文書を作成すること。

当該作業は、記録の作成者以外の下記 7 に定めた講習を受けた者又は施設内責任者が実施し、日時の記入と署名を行うこと。

（４） 記録の保管

ア 認定と畜場等は上記（１）ウの記録をと畜検査員等が閲覧できる状態で 1 年以上保管すること。

イ 当該記録は、作成後半年間は製造現場に保管し、それ以後は、と畜検査員等の要請から 1 日以内に閲覧できることを条件に、現場以外に保管すること。

（５） と畜検査員等による評価

ア 記録様式、計画及び手順は、と畜検査員等に副本を提出し、評価を受けること。

6 不適切な HACCP システム

認定と畜場等が以下の事項に該当する場合、当該施設の HACCP プランは不適切であると判定されること。

（１） HACCP システムが本規定の要件を満たしていない場合

（２） 施設の従業員が HACCP 計画に明記された業務を遂行していない場合

- (3) 施設が上記3に定める改善措置を実施していない場合
- (4) 施設が上記5に定める HACCP の記録を維持管理していない場合
- (5) 管理基準を逸脱した製品が製造又は出荷されている場合

7 講習

以下に定める事項を遂行する者は、必ずしも施設の従業員である必要はないが、食肉及び食鳥肉製品の処理加工に対する HACCP の7原則の適用、HACCP 計画の作成及び記録の評価に関しての講習を滞りなく修了している者とする。

- (1) 2(2)に定める HACCP 計画を作成すること。(特定の製品に対する一般的な HACCP モデルの適用を含む。)
- (2) 3に定める HACCP 計画の再評価及び改訂を行うこと。

第3 と畜検査員等による検証

1 SSOP の検証

- (1) と畜検査員等は、認定と畜場等が作成した SSOP に記載された衛生管理手順の妥当性及び効果を検証すること。
- (2) 検証は次の事項を満たしていること。

ア SSOP の評価

イ SSOP の手順、モニタリング及び改善措置の実施記録の点検

ウ SSOP の手順、モニタリング及び改善措置の現場での実際の査察

エ 微生物学的検査等による当該施設の衛生状態の評価

- (3) (2)ウの査察は、次の手順により実施すること。なお、査察は当該施設が行う作業前点検及び作業中の SSOP のモニタリングに同行して行うことができるものとし、同行の頻度は、施設の遵守事項違反の履歴、と畜検査員の所持する記録及び SSOP に関する記録等を考慮して決定すること。

ア 作業前点検

施設周囲、施設、設備及び器具の洗浄が適正であることを確認すること。特に製品が接触する部分、洗浄が困難で洗浄が十分に行われない設備について重点的に点検すること。なお、いずれかの部位に洗浄の不備又は不衛生な部位が発見された場合は、完全に再洗浄又は改善が行われない限り、作業を開始させてはならないこと。

イ 作業中点検

製品の取扱い、一般的な作業方法が衛生的であるか否か、すなわち、分割及び細切の方法、器具の消毒、手の洗浄、床の掃除、廃棄物の取扱い、従業員の不衛生な行動の管理、不可食部の取扱い等の状態を点検すること。

2 HACCP システムの検証

- (1) と畜検査員等は、施設の HACCP 計画が第2に規定した全ての要件を遵守しているかを評価することにより、HACCP 計画の妥当性を検証すること。この検証には以下の事項を含むこと。

ア HACCP 計画の点検

イ CCP の記録の点検

- ウ 管理基準の逸脱が起こった場合に実施される改善措置の内容及びその点検
- エ 管理基準の点検
- オ HACCP 計画及びシステム関連のその他の記録の点検
- カ CCP における直接的な監視及び測定
- キ 製造現場の監視及び記録の点検

3 検証結果に基づく措置

検証の結果、当該認定と畜場等の SSOP、HACCP システム等が不適切と判断された場合は、その内容を文書により衛生管理責任者に通知すること。衛生管理責任者は、その改善措置を文書により回答すること。

なお、と畜処理速度の加速による処理の不備、特定の動物の健康状態に鑑み、当該動物についてより詳細な検査を必要とする等の理由により、現在のと畜処理速度では十分な検査が行えないと判断された場合には、と畜検査員はと畜処理速度を落とすよう要求する権限を有する。

別添4 不正防止の基準

第1 不可食部及び廃棄物の管理

1 保留及び廃棄枝肉の管理

施錠できる保留用ケージの中に、「保留」又は「廃棄」のタグ（番号、日付、検査員の署名の記入されたもの）を付して保管し、検査員が施錠すること。

2 不可食部及び廃棄物（動物用又は工業用原料となるものも含む。）については、専用の容器に収納し、当日中に全て施設から搬出すること。なお、当日中に搬出が不可能な場合には、施錠のできる専用の容器に収納し、搬出時まで検査員が施錠して管理すること。

3 不可食部及び廃棄物（動物用又は工業用原料となるものも含む。）を施設から搬出する場合は、食用品搬出口とは別の専用の搬出口から搬出すること。

別添5 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

食肉を輸出しようとする者（本別添において「輸出者」という。）は、別記様式1に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長等宛てに提出すること。

- ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所等で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国及び地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国及び地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等宛てに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書の受取方法について、食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

[別記様式1]

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

食肉輸出計画書

年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mail アドレス：

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量